

第13回出雲市原子力発電所環境安全対策協議会

日 時 令和4年6月8日（水）
時 間 午前10時00分～午前11時30分
場 所 ラピタウェディングパレス 寿輝の間

～会議録～

○安食防災安全部長

飯塚俊之が御挨拶申し上げます。

○飯塚市長

皆さん、おはようございます。

本日は、第13回出雲市原子力発電所環境安全対策協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には何かと御多用のところ御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

今回、委員の改正によりまして初めての方もいらっしゃいますので丁寧で分かりやすい説明に努めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それと、この前の1月の第12回の会議に、私、突然に出席がかなわなくなりまして大変申し訳ございませんでした。WEBでというお話もあったかと思いますが、本当にちょっとぎりぎりの間際のところで準備もできずに十分な出席がかないませんで、申し訳ございませんでした。今日はしっかりとこの会議、御意見等を聞かせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

そしてこれまでの経過と現状でありますけども、島根原子力発電所2号機の再稼働については、昨年5月に原子力規制委員会から原子炉設置変更許可が出されたところでもあります。一部が30キロ圏内に含まれる出雲市としては、国や中国電力から説明を受けるとともに本協議会をはじめ住民説明会や専門家で構成する原子力安全顧問会

議など様々な場面で御意見を伺っていたところでございます。こうした御意見や審議会の意見などを踏まえ、本年3月25日の出雲市全員協議会において島根原子力発電所2号機の再稼働については安全性、必要性、住民の避難対策等を総合的に勘案した結果、国、県及び中国電力に対する意見を付した上で容認するとの考えを説明し、その後、県及び中国電力に対し意見を提出いたしました。また、御承知のとおり今月2日には丸山知事が関係自治体や県議会の意見などを踏まえ、島根原子力発電所2号機の再稼働を容認することとした旨を表明されたところであります。

本日の会議では、島根原子力発電所2号機の再稼働判断の内容について知事から直接説明があった知事、3市長会議の状況等を含め、本市の原子力防災の取組について報告をさせていただきます。

限られた時間ではございますが、委員の皆様方からの忌憚のない御意見を頂戴したいというふうに思っております。

開会に当たっての御挨拶とさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○安食防災安全部長

それでは、議題に入ります前に、委員の皆様の交代について御報告をさせていただきます。

この協議会の委員につきましては、昨年度末の任期満了に伴いまして、今年度から新たに委嘱をさせていただいております。

本来であれば、お一人ずつ御紹介させていただくところでございますが、時間の都合上お配りしております委員名簿、こちらのほうの委員名簿及び席次表にて代えさせていただきますので、御確認いただけるかと思っております。

それでは会議に入らせていただきます。

会議の進行は会長をお願いいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○飯塚市長

それでは会議を進めさせていただきます。

まず、次第に従いまして副会長の選出を行います。安全対策協議会設置要綱第4条では、副会長2名を置き、委員の中から会長が指名することとなっております。

つきましては、副会長に伊藤繁満出雲市議会副議長、伊藤功副市長を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、報告・説明に入ります。

次第3の(1)出雲市の原子力防災の取組について、(2)原子力災害に備えた出雲市広域避難計画の改定について、事務局から説明をお願いします。

○角原子力防災室長

皆様、おはようございます。出雲市防災安全課原子力防災室の角と申します。私のほうから説明をさせていただきます。座って失礼をいたします。

それでは、出雲市の原子力防災の取組と合わせまして原子力災害に備えた広域避難計画の改定について説明をさせていただきます。

まず、資料1のほうを御覧ください。

表紙をめくっていただきまして、1ページから3ページにかけて、昨年度、そして今年度の取組状況と今後の取組予定について記載をしております。個別の取組内容につきましては、4ページ以降のところでお説明をいたします。

それでは、4ページを御覧ください。

まず、令和3年度の取組状況でございます。

1番、出雲市地域防災計画（原子力災害対策編）の改定でございます。島根県地域防災計画の改定等を踏まえまして、本市の計画の改定をしております。主な改正点は記載のとおりでございます

2番、中国電力との安全協定に関する取組についてでございます。本市は、市民の安全確保を図るために、安来市、雲南市とともに中国電力との間で島根原子力発電所に関する安全協定の締結をしております。立地自治体と同様の安全協定の締結を求め

て平成30年7月に中国電力に対して申入れを行っております。

この申入れに対して昨年8月に中国電力のほうから回答がございました。資料には立地自治体の安全協定との相違点、そして中国電力からの回答内容を記載しておりますので御覧をいただければと思います。

資料をめくっていただきまして5ページでございます。

3番、安定ヨウ素剤の事前配布でございます。昨年度は9月に鳶巣コミュニティセンターにおいて実施をしております。

続いて4番、原子力災害に備えた出雲市広域避難計画の改定についてでございます。国や県の計画の改定等を踏まえまして、これらと整合を図るために昨年10月に改訂を行いました。主な改定内容は資料に記載のとおりでございます。

続いて5番、原子力安全顧問会議についてでございます。原子力安全顧問は、原子力防災対策、原子力発電所の安全対策等について専門的な立場から指導、助言等をいただくことを目的として設置をしており、現在7名の方に委嘱をしております。昨年度の会議では、主に島根原発2号機に関して国や中国電力の説明などを踏まえ、御意見をいただいたところでございます。

続きまして、6ページの6番を御覧ください。

原子力発電所環境安全対策協議会、本日開催しておりますこの協議会についてでございます。昨年度は島根原発2号機に関する事項を主な議題としまして、11月と本年1月の2回、開催をいたしまして御意見をいただきました。

続いて、7番、原子力防災訓練についてでございます。原子力防災訓練は、島根、鳥取両県と関係市、関係機関と合同で毎年度実施をしております。昨年度は2月2日に初動対応訓練としまして、関係機関への情報伝達訓練や災害対策本部の設置運営訓練等を実施しております。また、2月5日には住民避難訓練を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえまして感染拡大防止の観点から中止をしております。

ページをめくっていただいて7ページでございます。

8番、島根原子力発電所1号機の定期検査実施に伴う申入れでございます。1号機は平成29年度から廃止措置中となっておりますが、今年2月からの定期検査に当たりまして住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に実施することなどを申し入れしてございまして、中国電力のほうからは安全かつ遺漏なく実施するとの回答を受けております。

9番、原子力災害時の広域避難受入れに関する担当者説明会についてでございます。原子力災害時の避難先となっております広島県側の自治体と避難元であります島根県側の自治体の担当者が参加しまして避難対策につきまして国、県、それぞれから説明を行いまして、意見交換を行っております。

続きまして、10番以降は島根原子力発電所2号機関連の取組について記載をしております。島根原発2号機は先ほど市長が申しましたとおり、昨年9月に原子力規制委員会から原子炉設置変更許可を受けました。これによって原子炉の基本設計や設置者の技術的能力などが基準に適合していると認められたということになります。この許可以降、島根原発から30キロ圏内に含まれる本市も本協議会をはじめといたしまして、住民説明会や原子力安全顧問会議等を開催し、2号機の再稼働に関する御意見を伺ってまいりました。

また、10番の島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議では、そうしていただいた御意見を踏まえまして、国、県、中国電力に対しまして本市の意見や要望を伝えております。

8ページを御覧ください。

11番、12番につきましては先に説明したものを再掲しております。

13番、島根原子力発電所に関する住民説明会についてでございます。

県・市共催で行いました説明会のほか、市主催の説明会を2回開催するとともに、地域主催の説明会にも出かけまして、出雲市からは原子力防災の取組について説明を

行っております。また、県・市主催の住民説明会については県のY o u T u b eチャンネルで動画配信されたほか、市内のケーブルテレビにおいて計14回放映を行いました。

14番、島根原子力発電所2号機の再稼働に係る市の意見についてでございます。本市は、住民説明会、本協議会、原子力安全顧問会議等での御意見、市議会の御意見などを踏まえまして、先ほど市長が申しましたとおり3月25日の全員協議会において容認するとの意見を表明しております。また、その後、この意見を島根県と中国電力に対して提出をしたところでございます。

それでは、9ページを御覧ください。

次に、今年度、令和4年度の取組状況等について御説明をいたします。

1番、出雲市地域防災計画（原子力災害対策編）の改定でございます。島根県地域防災計画の改定を踏まえまして、本市の計画の改定を行っております。主な改正点の1点目は、感染症流行下での避難時や避難先における感染対策、これについて追記しております。もう1点は、施設敷地緊急事態の段階で避難を行う施設敷地緊急事態要避難者の定義の記述を変更するものでございます。

2番、島根原子力発電所管理事務所における火災に関する現地確認でございます。昨年5月に発生したバッテリー火災について、中国電力のほうで調査報告書が公表されましたので原因調査の結果と再発防止対策を確認するため、安全協定に基づく現地確認を実施しております。

続きまして、3番、出雲市広域避難計画の改定についてでございます。これにつきましては、資料2のほうを御覧いただきたいと思っております。

資料2の表紙をめくっていただいて1ページ目になります。

1ページに主な改定内容を記載しております。そちらを御覧いただければと思っております。また、計画の改定版もお手元に配付をしておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。広域避難計画については、昨年10月にも改定をしておりますけれども、

その後、県の広域避難計画が改定されたことを受け、こちら県の計画に合わせて改定をしております。主な改定内容の（１）、（２）は県の計画に合わせて記載内容の修正を行ったものでございます。また、（３）につきましては、バスで避難される方の集合場所である一時集結所の一部見直しについてでございます。一時集結所は市の指定避難所の中から選定をしておりますけれども、指定避難所の見直しに合わせて対象地区の了解をいただいた上で見直しを行っております。

それでは資料１に戻っていただきまして、資料１の９ページ、４番を御覧ください。本日の安全対策協議会について記載をしております。

１０ページを御覧ください。

５番、安定ヨウ素剤の事前配布でございますが、本年度につきましては来年１月に出雲市役所において実施する予定としております。

６番、原子力防災訓練につきましては、今後、県等と協議して詳細を決定してまいります。過去２年にわたりまして住民参加を伴う訓練ができていないということがございますので、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながらとはなりますが、住民避難訓練を実施したいと考えております。

７番、原子力学習会については、各地区災害対策本部の御希望等も考慮しながら対応を決定してまいります。

８番、９番につきましては、本協議会あるいは原子力安全顧問会議でございますが、島根原子力発電所の安全対策や本市の原子力防災の取組などを議題としまして、適宜開催をする予定をしております。

１０番、原子力防災パンフレットの作成・配布についてでございます。本日、お手元に広域避難計画の冊子のほうをお配りしておりますけれども、これを分かりやすく原子力災害時の避難行動でありますとか避難ルート、避難先などを記載した地区別のパンフレットを作成しまして、全戸配付をする予定としております。現在、委託事業者等との間で基礎情報の整理やパンフレットのフォーマットを決定する作業を行って

いるところでございます。

11番以降につきましては、島根原子力発電所2号機関連の取組について記載をしております。11番の知事・3市長会議につきましては、この後、別途説明をさせていただきます。

続いて、12番、島根原子力発電所2号機の再稼働に係る市の意見に対する中国電力の回答についてでございます。

11ページ、12ページを御覧ください。

こちらに本市が中国電力に提出した意見に対する中国電力からの回答の文章を掲載しております。

また、13ページ、14ページには参考としまして本市が提出しました意見書のほうを載せております。

まず、11ページ、12ページを見ながら御確認をいただきたいと思いますが、まず本市の要請事項に対する中国電力の回答でございますが、1点目の立地自治体と同様な安全協定の締結につきましては、これまでどおり立地自治体と同様の対応を行うとの回答でございました。2点目、さらなる安全性の追求につきましては、新規制基準に基づく対応にとどまらず、自主的な安全対策にもしっかりと取り組むとの回答でございました。3点目、4点目、周辺自治体市民への分かりやすい情報提供につきましては、分かりやすく丁寧に情報提供していくとの回答でございました。5点目、6点目の協力会社を含め安全の管理と安全教育の徹底、十分な人的訓練、万全な体制の構築につきましては、人的対応の充実強化を図るとの回答がございました。7点目の広域避難計画における事業者としての関与につきましては、関係機関との連携強化を図り事業者として最大限対応するとの回答がございました。8点目、放射性廃棄物の処分について引き続き国や原子力発電環境整備機構と連携しつつ地域の理解が得られるよう取り組んでいくとの回答がありました。

これらの回答を受けまして、市長のほうからは安全協定に対する回答は不十分であ

ることを申し入れるとともに、その他の要請事項につきましては遺漏なき対応するよう改めて求めております。

私からの説明は以上でございます。

○飯塚市長

先ほどの説明に対しまして御意見等ある方は挙手の上、御発言をお願いいたします。

どうぞ。

○川光委員

出雲市男女共同参画まちづくりネットワークの川光と申します。質問をさせていただきます。

原子力災害に備えた安定ヨウ素剤の事前配布についてですが、この取り換えとか更新については出雲市のほうで把握されていて、取り換え、更新をしていただけるのかということと、もう一つ、出雲市の地域防災計画の改定のところで、感染症の流行下における避難のときなんですけども、感染者とそれ以外の者とのときに人と人との距離の確保ということは、避難場所もたくさん要ることになりますけども、それはちゃんと確保してあるか、この2点をお願いします。

○飯塚市長

それでは事務局、お願いします。

○角原子力防災室長

御質問ありがとうございました。

まず1点目の安定ヨウ素剤の事前配布について、更新等把握を市のほうでしているのかということですが、まずこれの管理につきましては県のほうが実施をしております、県のほうから更新等必要な方には案内が行きまして、もちろん市が窓口になって新規の申込み、更新の方のお申し込み等受付はいたしますけれども、総合的な管理は県のほうが取りまとめていたしております。

もう1点、感染症の流行下における対応でございますけれども、委員おっしゃった

ように感染症流行下の取組になりますと、当然人と人との距離が必要になりまして、それぞれ、例えば一時集結所、バス避難のとき、避難退避時検査で検査を受ける際、それと避難所、それぞれにスペースに余裕が必要になりまして、例えばバスなども通常の台数よりも多くの台数が必要になります。そういったことも含めまして対応できるようにバスの確保でありますとか、避難所の収容人数でありますとかそういったものの調整が行われておりまして、そういったものも対応した上で収容ができるような計画に現在なっているところでございます。

○飯塚市長

どうぞ。

○有田委員

島根原発・エネルギー問題県民連絡会出雲支部の有田と申します。

私は住民投票条例にとっても関わってきた者なんですけども、意見陳述も議会のほうでさせていただき、その後、市長さんのほうから容認の発言をされたわけですが、その内容の中に何点か要望書の附帯意見を出されたときに相当関連してこれもあると思うんですが、一つは、避難計画のこの、随分取り沙汰されていたと思うんですけども、この避難計画というものは最終的にはどこが責任を持つことになるのか、原子力発電所が持つのか、国が持つのか、出雲市という自治体が持つのかその辺が分かりにくいなということを感じています。

それからもう1点は、12ページになりますけれども、大事なこととして使用済み核燃料をどのように処理するかということは、少し前進するような話が出てこないこのまま保存し続ける、島根県に押しつけるということでもいいのか、その処理を地元ですべていいのかどうかというこの2点について最初にお尋ねしたいと思います。お願いします。

○角原子力防災室長

はい、御質問ありがとうございます。

まず、避難計画でございます。こちら、どこが責任を持つのかという御質問でございましたけれども、広域避難計画に当たりましては一自治体というわけではなくて国、県、市、それぞれがあとは電力事業者ですね、それぞれ役割分担をして実施をするということになっております。最終的には国の法律のほうで避難計画を作るようにということで定められておりますので、国策として進められている国の責任において進められるというふうに考えております。

また、事故の賠償等につきましては電力事業者が一義的に責任を持つということになっております。

それと、使用済み核燃料の処理の前進が見られないかということですが、これにつきましてでも住民説明会等、こちらの協議会等でも様々御意見をいただきました。これを踏まえまして、市のほうでも国、中国電力それぞれに附帯意見としてその着実な実施を進めてほしいということで、要望として出しております。これにつきましては市のほうとしても中国電力並びに国のほうの取組を注視してまいりたいというふうに考えております。

○飯塚市長

よろしいですか。

○有田委員

いろいろ質問して教えていただきたいことはあるんですけども、そういった意見を述べても全然現実的でないことと、稼働することに全然影響がないという考えにきている。やっぱり一定の前進がないことにもちょっとそもそも言わせてほしいと。そういうふうな機会がとといいますか、そういうチャンスがあるのかどうか。意見が全くとおらなくとも、稼働提案を自動的にふさぐということなどどうか。ということでちょっと疑問に思います。

○飯塚市長

我々、いろいろと県に要請したりとか、県を介して国に要請させていただいたりし

ていますので、その先般の知事と3市長会議もあった中で求めていたことはどういうふうに取り組みましたかということは検証していくということは確認をしておりますので、そういうことはしっかりとやっていきたいというふうに思っております。様々な状況があったときにはそれぞれまた適宜判断していくことになろうというふうに思っております。

○倉塚委員

出雲すこやか会の倉塚と申します。環境や人の体に配慮した食べ物や生活用品の共同購入と、貧困や人と関わりにくいという若者たちへの中間就労の拠点とする活動をしております。

出雲すこやか会では、1986年にチェルノブイリが起きたときに、若い母親が多かったです。子供たちの中で何を食べさせていいのかということを実際にそのときに話し合い、いろいろな講師さん呼んで講演会をしたり、勉強会をしたりして。やっぱりチェルノブイリのときでさえ原発は無理というのは会員はそうです。その後に福島事故が起きて、本当に子供たちの未来は考えられて政治が行われているのか疑問は膨らむばかりです。

先ほど、有田さんがおっしゃられたように住民投票がちゃんと集まってそれを議論してくださいというふうをお願いしたにも関わらず、直ちに却下されて一体どこで住民の声を議員の皆様は聞かれたのか、そして市長さんは議員の皆様、市民の皆さんに聞いてくださったからオーケーを出すみたいになったのか全く分かりません。選挙公報にもそういうことを書いている候補者の方はほとんどいなかったし、一部おられましたけれども、またSNSでそういう情報を発信している議員さんもいらっしゃいません。私たちは女性のグループが多いですし、周りにも女性の人と話すことが多いんですが、全員再稼働には反対です。そういう声はことごとく押しつぶされて、さすがジェンダーギャップ、121位の女性、男尊女卑の国の政治の在り方だなということをつくづく感じております。

私のような一女性がいたところでそんなものは無視すればいいというふうに進んでいくんでしょうけれども、皆さんも御覧になったかと思いますが、山陰中央新報の6月5日、羅針盤というところで京都大人文学研究所准教授の藤原さんが、「苦渋の判断」への疑問という記事を書いておられます。ここでは原子力防災について話し合えるところですのでそれについては先の有田委員が言われたように、質問したことに具体的にちゃんと答えれてないということはあったものの、問題点は出たかなと思います。けれども一つ私は欠けてたなと思ったのは、このウラン燃料のことです。この方が書いておられるウラン燃料です。これは、日本にはないので輸入しなければなりません。そしてその採掘に当たっては労働者の方が苛酷な、また被爆をしながら子供の産めない体になってまで労働しておられるという現実があって、こういうことを私たちは無視して再稼働に進んでいいのか。何ぼ私が言っても進むんでしょう。けれども、犬の遠ぼえでもないですけど、私はとりあえずここで、ここしかないのでは誰も議員さんが、それであんたどうかねって聞かれたこともないですし、何かそういう部分について本当に有力者の方と話す機会もないので、ここで言わせていただくということです。

付け加えて言うならば、福島はまだ緊急事態宣言中です。それにも関わらず再稼働を決断された。何があるんですか、一体。何のために決断するのか。そして再稼働すれば今積み上がっている何百体の使用済み燃料、静かにあそこにぷかぷか浮いているわけですが、それがまた増えて、行き場がない。絶対行き場がないですよ。今の再処理工場の状況をちゃんと見てると。いつ稼働するんですか。本格稼働。ずっとしてないです。するすると言いながら。するする詐欺か何か思ったりするんですけど、というところで犬の遠ぼえで言わせていただきました。

ありがとうございます。

○飯塚市長

ありがとうございました。御意見としてまたしっかりとうけさせていただきます。

ほかにはございませんか。なければ、次の説明をさせていただきたいと思います。

次第の3の、島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議の開催状況等について事務局から説明をお願いします。

○角原子力防災室長

それでは引き続きまして説明をさせていただきます。資料3の1ページを御覧いただきたいと思います。

まず1番、第4回知事・3市長会議についてでございます。4月6日に開催された会議では、島根原発2号機に関する考えについて、周辺自治体であります出雲市、安来市、雲南市の3市の市長から直接知事に対して各市の意見について、考えについて説明を行いまして、各市の考えを十分に酌み取り再稼働判断に当たって適切に反映するよう求めております。出雲市が提出した意見につきましては、資料3の4ページから6ページにかけて掲載をしておりますので、御確認をいただきたいと思います。

その中で5ページのほう、飛んでいただいて御覧をいただきたいと思いますが、附帯意見としまして中国電力に求める事項、県に求める事項、そして県を介して国に求める事項というふうに分類をしております。5ページのほうには中国電力への要請事項を記載をしておりますけれども、こちらは先に説明したものと同一内容となります。

6ページのほうを御覧ください。

県に対しましては、立地自治体と同様な安全協定締結への支援、広域避難計画の実効性向上に向けた積極的な取組を要請しております。また、国に対しましては、周辺自治体の意見を十分反映できる新たな法制度の構築、これが1点目。2点目としまして、島根原子力発電所に対する厳格な審査、検査を行ってほしいということ。そして3点目、再生可能エネルギーの普及、促進と将来的な原子力発電の依存度軽減に向けた取組の着実な実施、これをまとめております。4点目としまして、使用済み燃料の再処理等の取組の加速と、高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する取組の着実かつ早期の実施でございます。5点目としまして、原子力発電所周辺地域への原子力防災

に対する財政支援、これらを含めて7項目を要請しておるところでございます。

それでは1ページに戻っていただければと思います。

2番の第5回知事・3市長会議についてでございます。

先般、6月5日に開催された会議では島根原発2号機の再稼働に係る島根県の考えについて知事から直接3市の市長に対して説明がございました。知事からは、島根原発2号機の再稼働判断に当たり、住民説明会等での意見、関係自治体の意見、島根県議会の意見などを踏まえ、熟慮を重ねた結果、現状においてはやむを得ないと考え、再稼働を容認することとしたこと。したがって、中国電力に対しては、安全協定に基づく事前了解を行うこと、また、経済産業大臣には中国電力へ島根原発2号機の設置変更許可に係る事前了解を行った旨を回答することとしているとの説明がございました。あわせて、中国電力及び国への回答に当たり、県として要請する事項について説明がございました。

これについては7ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、7ページの中国電力への要請事項についてでございます。

1点目としまして、審査や検査の状況の適切な説明と丁寧な情報提供。2点目としまして、常に最新の知見を取り入れた最大限の安全対策。3点目としまして、過去のトラブル等からの教訓を反映した組織・人員体制、教育・訓練などの充実・強化。これは10番目に書いてございますが、関係自治体に対する誠意を持った対応。これら10項目についての、10項目に係る要請事項となっております。

なお、立地自治体と同様な安全協定の締結に関する要請につきましては、県としては様々な意見がある中で3市の意見が県の再稼働判断に反映されるよう、知事・3市長会議を開催してきたこと、また、経済産業省に対し原発の再稼働判断に立地周辺自治体の意見が反映できる仕組みの創設を要請することとしていること、したがって、今回、中国電力に対しては立地自治体と同様な安全協定を締結するように求めるという周辺自治体の意見を伝えた上で、要請事項としては関係自治体に対してはそれぞれ

誠意を持った対応を行うこととしているとの説明がございました。

続いて8ページを御覧ください。

国への要請でございますが、要請先は原子力規制委員会、内閣府、内閣官房、経済産業省となっております。

まず、8ページは、原子力規制委員会に対する要請事項でございます。

1点目は、最新の知見の規制基準への反映。2点目は、設置及び工事計画認可などの厳格な審査。3点目は、原子力規制検査の厳格な実施など3項目となっております。

9ページを御覧ください。

次に、内閣府に対しましては、避難計画の住民への周知や要支援者対策、避難先や移動手手段の確保、迅速、確実な実働組織の派遣などの支援、協力。2点目としまして、原子力防災対策に必要な資機材、施設等の整備や立地周辺自治体が行う取組に対する十分な財政支援など4項目となっております。

10ページを御覧ください。

次に、内閣官房に対しましては、ウクライナにおける状況を踏まえまして、1点目、他国の領土や私権の侵害を抑止する国際秩序を確立するための国際社会の強調した経済制裁の実施。2点目としまして、武力広域が懸念されるような場合の原子力事業者に対する運転停止命令などの迅速な対応。3点目としまして、万が一、ミサイル攻撃等が行われるような自体となった場合の自衛隊による迎撃体制の部隊の配備など3項目となっております。

11ページを御覧ください。

経済産業省に対しては、1点目、核燃料サイクルへの課題解決に向けた取組の加速。2点目、原発の再稼働判断に立地周辺自治体の意見が反映できる仕組みの創設。原子力再開時の避難をより円滑にするための道路整備等の支援。原発への依存度を可能な限り低減するための再生可能エネルギーの導入促進。電源三法交付金等の対象地域の拡大など7項目の要請となっております。中国電力、国への回答に当たっては、こう

した内容を要請していくとの説明がございました。

それでは、ページは戻っていただいて2ページをお願いいたします。

知事からの説明に関しまして、3市の市長からそれぞれ意見を述べております。出雲市長からは、知事には本市の意見も酌み取って判断いただいたと考えているということ述べた上で、立地自治体と同様な安全協定の締結については引き続き求めていく考えであり、こうした考えを中国電力に伝えていただきたいこと、また、先般発生しました有効期限の書き換えを行った公的身分証明書を使用して原発構内に立ち入る事案、これが発生したことを受けまして市民に不安や不信を与えないように先に提出した要請事項に加えて中国電力には核物質防護に万全を期すことを求めたいということの意見を述べております。

安来市長及び雲南市長の発言についても掲載をしております。いずれも知事の判断に理解を示した上で改めて中国電力及び国への要請事項について意見を述べておられます。詳細は後ほど御確認をいただければと思います。

3ページを御覧ください。

3市の市長の意見を受けまして知事からは、今後中国電力と国に回答する際には3市の意見についても届けることとしており、先方には適切に対応するよう伝えるとの説明がございました。また、島根原発への不適切入域につきましては、中国電力に対し、原因究明と再発防止の徹底を求め、また、原子力規制庁長官に対しても、規制当局として中国電力が講じる改善措置を原子力規制検査の中でしっかり確認するよう求めているとの発言がございました。

出雲市長から意見をいただいたので中国電力に対する要請事項、これに出雲市長が述べた核物質防護に対する要請事項、これを加えて修正するとの発言がございました。

第5回知事・3市長会議の概要については以上でございます。

続いて、3番目、安全協定に係る覚書に基づく県からの意見照会と市の回答についてでございます。

これについては、12ページを御覧ください。

知事からは再稼働判断について説明がありましたが、それを踏まえて県から改めて意見照会がございました。12ページにはその県からの意見照会の文章を掲載しております。

めくっていただきまして、14ページを御覧ください。

本市からは、この意見照会に対しまして回答を提出しております。

本年3月に県のほうに回答した意見、これを基本としつつ知事・3市長会議で市長が述べた核物質防護に係る要請事項を中国電力の要請事項に付け加えまして、改めて回答をしているところでございます。

3ページにお戻りください。

最後、4番、今後の市の対応についてでございます。

国、県及び中国電力への本市の要請事項につきましては、今後の対応状況を注視してまいります。また、安全協定に関する取組については、引き続き安来市、雲南市と連携して取り組むこととしております。

避難対策につきましては、実践的な避難訓練の実施や避難ルート、避難先等も記載した地区別のパンフレットを作成、配布することなどを通して、広域避難訓練のさらなる実効性向上を図ってまいります。

私からの説明は以上でございます。

○飯塚市長

それでは御意見等ある方は挙手にて御発言をお願いいたします。

どうぞ。

○有田委員

有田です。

先ほど、10ページのところで、内閣官房への要請事項というのがある2番目のところに、これウクライナ問題で、国際情勢の中でどういう状況になるか考えるという

言葉の内容だと思うんですが、そういう原発に対するそういう懸念、そういうことが起こった場合に、原子力業者に対して運転停止を命ずる速やかな対応と書いてありますが、これは一つの考え方だと思うんですけれども、原発が運転を停止しても全く安全ではないですね。これ使用済み核燃料もある限り、それをずっと冷却し続けなければなりません、冷却機能を紛失してしまえば、福島のことの辺のちょっと考えていかなければいけないかなと感じました。

それからもう1点ですけれども、2号機は1989年に設置をされている。今年33年になるんですね。この間、約11年間、運転を停止していないんです。そういう意味で、11年ぶりに再稼働、運転するということに対するリスクというものがね、点検はされてると思いますけれども経年変化とかそういうのが当然あると思うんです。そういう意味で、先ほど、ウランを採掘するときに被爆をするというのがありました。この点検作業というのは古くなればなるほど点検作業に時間がかかると思います。それだけ作業員の被爆を私はすごく懸念しているんです。そういう意味で古いものを使い続けるという慎重さというものが求められるかなということです。

長くなりました。もう1点だけ、先ほども説明しましたが、共同代表の人達の意見陳述が終わった後に議会の中でそれぞれの議員さんが賛成、反対を討論されました。その中で、多く使われた言葉は、多く使われた言葉は、ないにこしたことはないということをおっしゃっておられます。多くの方が、ないにこしたことはない。それぐらい、本来は使わないで済むんだったら使わない方がいいというのは多くの皆さんの意見だと思うんです。そのためには使わなくて済むような環境づくり、再生エネルギーづくりというものをしていかなければいけないと思うんですが、この文章の中で国や県に、県を介して国に求める事項というので、再生可能エネルギーの普及、促進を加速させるとともに、将来的には原子力発電の依存度を軽減させ、持続可能な電源確保に向けた取組を着実に進めることということで、これは県を介して国にということになっているんですが、これはまさに必要でしょう。ですけども、私は一番知りたいのは、出雲市とし

てどういうふうに今後考えているのか。再生可能エネルギーはどのようにして増やしていくのか、再生可能エネルギーの取組というのは今は人口減少が大変問題になっています。日本の出生率も下がっています。島根県の人口がどんどん減ってきます。そういう意味では、再生可能エネルギーの事業をやるということは、雇用や経済の、また人口対策のアイテムということで。この問題を大いに進めていっていただきたいなということを確認させていただきます。

以上です。

○角原子力防災室長

御意見ありがとうございました。まず、1点目いただきました、原子炉を止めても冷却機能がなければ危険だという御意見でございます。福島原発もまさにそういったところが原因となって事故が起こっております。止めることはできたけれども冷やすことができなかったという、その電源を喪失してしまったというところに原因がございます。こういった反省を踏まえまして、新規制基準では多層の防護が図られているところでございますけれども、常に最新の知見を取り入れながら高めていくということ、安全対策が取られていくということをされておりますので、市のほうもしっかりそういったところも注視しながら安全対策が取られるように確認をしていきたいというふうに思っております。

また、古いものを使い続けるのはどうかというところでございます。こちらにつきましても、原子力規制委員会のほうの検査、またハード的な部分だけではなくて人的な部分でもずっと稼働してなかったというところがございます。運転が、経験が浅い職員の方等が携わるようになろうかと思いますが、そういったところも今後の保安規定検査や運転前検査等でしっかり検査をしていただくように、市のほうも国に対して意見を言っていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○飯塚市長

3点目の出雲市の再生可能エネルギーの取組というところを私から説明をさせてい

たきます。

当然、昨年度、ゼロカーボンシティを宣言したということで脱炭素社会へ向けた取組を加速してまいりたいというふうに思っております。そうした中で再生可能エネルギー、今でも出雲市は島根県の中で発電容量が一番多い市であります。島根県の3割を占めているのが今、出雲市であります。この再生可能エネルギーの普及をしっかりとしていく。また、今年からその再生可能エネルギーがポテンシャル調査といたしましてどういうふうな可能性があるのかという調査をしていますので、それをしていって我々自治体がそこに直接的に関わる、そういうものを公募していくことで、民間の皆さん方に関心を持っていただいて、投資していただくような環境をつくっていただかなというふうに思っております。おっしゃるように、そういうことを通して雇用であったりとかそういうところにもつなげていけるような取組ができればなあというふうに思っています。

再生可能エネルギーにしてもそうです、あと脱炭素に向けては省エネとか総エネとか様々なことをこれから取り組んでいきますし、今、環境の政策の基本計画の取りまとめているところでありますので、その中で我々本旨も示しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

当然協議の面も含めて、様々な面で先進地域になるように取り組んでまいりたいというふうに思っています。その中で最初に戻りますけれども、再生可能エネルギーの比率は高めたいというふうに思っています。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですかね。

はい、ありがとうございました。活発な御意見をいただいたところであります。本当にありがとうございました。

引き続き、原子力発電所の状況を注視して、本日いただきました御意見等参考に反映させて、市民の安全安心の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。市としての役割、しっかりと避難計画をするということも述べさせていただきました。

そのようなこともしっかりと取り組む中で、市民の皆さんの安心安全の確保、しっかりと努めてまいりたいと思いますので、引き続き皆様方の御理解と御協力をお願いしたいというふうに思います。

以上で、私の進行は終わらせていただきまして、事務局に返したいと思います。

○安食防災安全部長

皆様、大変長時間ありがとうございました。

以上をもちまして、第13回出雲市原子力発電所環境安全対策協議会を終了いたします。どうもお世話になりました。ありがとうございました。

なお、お手元のこちらのほうはぜひお持ち帰りいただきたいと思います。よろしくお願ひします。お忘れ物に御注意いただきますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。